

地域中小企業の革新を促す拠点としての 自治体産業支援機関の役割

河 藤 佳 彦
(専 修 大 学)
経 済 学 部 教 授



< 要 旨 >

地域には、機能や運営主体において様々な産業支援機関がある。その役割は総じて、地域における中小企業の自立的・持続的な成長・発展を促進するための支援を提供することにある。本稿は、地域の中小企業に最も身近な政策主体である基礎自治体（市区町村）が所管する、主に製造業の中小企業（以下、「地域中小企業」とする）を支援対象とする産業支援機関（以下、「自治体産業支援機関」とする）の役割について考察することを目的とする。

自治体産業支援機関は、地域中小企業に最も身近な産業支援機関という特色を活かし、個々の地域中小企業の課題やニーズに即したきめ細かな支援を、伴走方式やハンズオン方式で提供することが重要な役割になる。そこでは、外部の支援機関が持つ制度や事業、人的資源の活用も重要な方策となる。また、産学官連携の促進にも重要な役割が期待される。そのため本稿では、地域内外の多様な産業支援機関との連携体系の中における、自治体産業支援機関の位置づけを整理した上で、先進事例として、浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）と日立地区産業支援センター（HITS）を採り上げ、その役割の重要性について考察した。

多様な産業支援機関の連携関係は必ずしも体系的・整合的とは言えない。重複や不整合が存在する。そこで、自治体産業支援機関の役割が重要となる。すなわち、地域中小企業の個々の支援ニーズをきめ細かく把握し、そのニーズに的確に応えるため、地域内外の産業支援機関とも連携して必要な支援を提供する。その活動においては、深い識見と豊富な経験を有するコーディネーターが極めて重要な役割を担う。コーディネーターは、産学官連携においても重要な役割が期待される。すなわち、企業間連携の促進、大学や公設試験研究機関などの研究機関と企業のマッチングや連携支援、産学官共同の研究会の企画などである。今後さらに、自治体産業支援機関と地域内外の多様な産業支援機関との連携方策を、具体的に検討する必要がある。

目次

はじめに

1 自治体産業支援機関の役割を捉える視点

2 地域の多様な産業支援機関との連携

(1) 商工会議所・商工会

(2) 金融機関

3 地域の範囲を超えた産業支援機関との連携

(1) 国の技術系の産業支援機関

(2) 国の経営系の産業支援機関

(3) 都道府県等の技術系の産業支援機関
(公設試験研究機関)

(4) 都道府県等の経営系の産業支援機関
(都道府県等中小企業支援センター)

4 産業支援機関相互の連携構築の必要性

5 先進事例1：浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）

6 先進事例2：日立地区産業支援センター（HITS）

おわりに

はじめに

地域には、機能や運営主体において様々な産業支援機関がある。その役割は総じて、地域における中小企業の自立的・持続的な成長・発展を促進するための支援を提供することにある。本稿は、地域の中小企業に最も身近な政策主体である基礎自治体（市区町村）（以下、「自治体」とする）が所管する産業支援機関（以下、「自治体産業支援機関」とする）の役割について考察することを目的とする。自治体産業支援機関が支援対象とする産業分野は多様である。しかし多くの場合、主に製造業の中小企業（以下、「地域中小企業」とする）を支援対象としている。そこで本稿では、地域中小企業への支援機能に関する自治体産業支援機関の役割について考察する。

自治体産業支援機関は、地域中小企業に最も身近な産業支援機関である。その特色を活かし、個々の地域中小企業の課題やニーズに即し

たきめ細かな支援を、伴走方式やハンズオン方式で提供することが重要な役割になると考えられる。そこでは、国や都道府県などが所管する外部の支援機関が持つ制度や事業、人的資源の活用も重要な方策となる。また、地域中小企業のイノベーションの可能性を拡げる産学官連携の促進においても、重要な役割が期待される。

自治体産業支援機関は、地域産業の特性や優位性を活かしてその発展を促進するための多様な機能を備えている。主な機能としては、①技術支援、②経営支援、③産学官連携の促進が挙げられる。これらの機能はいずれも、地域中小企業の発展促進に極めて重要な役割を担う。そこで本稿では、地域中小企業支援の拠点としての自治体産業支援機関の役割を解明にしたい。そのため、自治体産業支援機関の役割を捉える視点をレビューした上で、国、都道府県、市区町村などが所管する産業支援機関の位置づけを体系的に把握することにより、地域中小企業への支援における自治体産業支

援機関の役割の重要性について確認する。次に、自治体産業支援機関の先進事例として、浅間リサーチエクステンションセンター（AREC：ASAMA Research Extention Center）と日立地区産業支援センター（HITS：Hitachi Regional Technical Support Center）を採り上げ、自治体産業支援機関が備える機能を明確化し、その役割の重要性を確認したい。

1. 自治体産業支援機関の役割を捉える視点

まず始めに、自治体産業支援機関の地域中小企業支援における基本的な役割について確認する。自治体産業支援機関は、自治体本体の組織として位置付けられる場合もあれば、自治体の外部組織として、一般財団法人や公益財団法人などの形態で設置される場合もある。また、一つの自治体が単独で設置する場合もあれば、複数の自治体が共同で設置する場合もある。さらに、法律に基づく機関として地場産業振興センターもある¹。

和田（2013）は、中小企業振興基本条例と地域中小企業の支援拠点としての中小企業サポートセンターの発展のための課題を、次のように提言している。①中小企業振興基本条例を柱とし、地域の中小企業の状態を把握する実態調査、産官学民からなる産業振興会議の3つに取り組む。②支援拠点としての中小企業サポートセンターについて、施設自体は自治体の担当部門と職員、地域の中小企業団体、経済団体

などを受け入れ、中小企業支援のワンストップサービス化を目指す。③支援拠点としての中小企業サポートセンターは産業振興会議とも連携し、産業振興会議の意見が反映するように工夫する。④支援拠点としての中小企業サポートセンターのコーディネーター、助言者の見識・知識・支援の力量を引き上げる（p.133-134）²。中小企業サポートセンターは、技術支援の機能と共に経営支援の機能を大きな比率で合わせ持つ、汎用性の高い自治体産業支援機関として注目される。

渡貫（2022）は、新潟県の燕地域内に所在する各種の公的支援機関による政策的支援に注目し、これら機関が集積内に立地する中小企業への政策的支援を通して、集積全体の継続性や成長に及ぼしている影響について検討し、次のように論じている。「産業集積が永続的に維持発展していくシステムは、（中略）企業そして公的支援機関がそれぞれ不足する機能及び情報を相互に補完し、横断的に連携する有機的な連携環境を構築することが不可欠であると考えられる。公的支援機関がそれぞれのすみ分けを意識しながら得意分野を見極め、他の公的支援機関と重複しないよう連携することで企業を先導し、厚みある支援をしていくことが重要な要因となり、地域のイノベーション・システム形成への役割を担うのである」（p.54）。自治体産業支援機関には、自らの得意分野を見極めて役割分担を意識しつつ、地域中小企業にきめ細かな支援サービスを提供することが求

1 地場産業振興センターは、1980（昭和55）年度に国が示した地場産業総合振興対策に基づき、1981（昭和56）年を皮切りに、各地域の地場産業と中小企業の振興を図る支援機関として、都道府県、関係市町村、地元中小企業団体等の出資又は出捐により、全国各地に設立された公益法人である。
出典：全国地場産業振興センター（<http://zenkoku.jibasan.jp/>、2024年7月28日取得）

2 中小企業サポートセンターにおけるコーディネーターの役割については、筆者も河藤（2022、pp.63-66）において、大阪府八尾市を事例として、個別企業へのアドバイスのみならず異業種交流や産学連携の促進における重要性について論じている。

められる。

河藤（2024）は、北海道室蘭市の産業支援機関である「室蘭テクノセンター」の役割について論じている。室蘭テクノセンターは、室蘭地域（室蘭市、登別市、伊達市）の地域中小企業の振興を図る支援機関として、企業の技術力・経営力を高め、地域産業の発展を目指しており、2022年度における主な事業項目は、技術・製品開発等支援事業、産学官連携支援事業、中小企業支援事業、貸室事業である。またヒアリング調査により、注目すべき事業として、コーディネーターの活用によるDX促進、省エネ対策、経営への支援、大学や行政なども参画する異業種交流プラザ「創造」の事務局、航空宇宙産業への参入に挑戦する地域中小企業で構成されるMAS-NET（室蘭航空宇宙産業ネットワーク）の事務局を務めていることなどを挙げている。室蘭テクノセンターは、地域中小企業に多様な支援をワンストップで提供するプラットフォームの役割を果たしていると言える。

また、佐藤（2021）は、組織間関係論にもとづく産学官連携メカニズムの明確化を試みており、産学官連携メカニズムにおいては、組織間関係論だけでは説明しきれない、コーディネート活動に関連する現象があるとする。そして、産学官連携の各プロセスの中でコーディネーターが果すべき機能として、次の3つを挙げている。(1) 自らの研究シーズへの価値判断に基づき、産と学の相互の資源を翻訳し、対話の場を設定し、必要な資源を繋ぐためのコーディネート機能。(2) 産・学・官の組織間の交渉を主導し、全体の目標や計画、個別の役割分担を明確化し、参加者の合意を導き、具体的なプロジェク

トを形成するためのリーダーシップ機能。(3) プロジェクト内外の環境変化への適切対応と利害調整を通じ、プロジェクトの目的の達成を推進するためのマネジメント機能。さらにいえば、事業化達成後のビジネス活動を研究・技術の面でサポートする機能（pp.73-74）。産学官連携においても、自治体産業支援機関のコーディネーターに重要な役割が期待される。

2. 地域の多様な産業支援機関との連携

自治体が産業支援を効果的に実施するためには、地域中小企業への支援機能を有する地域諸主体との連携を図っていく必要がある。なかでも重要な連携主体となる、商工会議所・商工会と金融機関について、関係資料に基づきその役割を確認する。

(1) 商工会議所・商工会

商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）は、商工会議所の目的を「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資すること」と規定している（第6条）。また、事業の種類について次のように規定している（第9条）。①商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。②行政庁等の諮問に応じて、答申すること。③商工業に関する調査研究を行うこと。④商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。⑤商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。⑥輸出品の原産地証明を行うこと。⑦商工業に関する施設を設置し、

維持し、又は運用すること。⑧商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。⑨商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。⑩博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。⑪商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。⑫商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。⑬商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。⑭商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。⑮商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。⑯社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。⑰行政庁から委託を受けた事務を行うこと。⑱前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

一方、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）は、商工会の目的を「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」と規定している（第3条）。また、事業の種類について次のように規定している（第11条）。①商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。②商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。③商工業に関する調査研究を行うこと。④商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。⑤展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。⑥商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。⑦商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。⑧行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

⑨社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。⑩前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

商工会議所と商工会はいずれも、地域内の商工業の振興に関する幅広い業務を所管していることが分かる。また法律はいずれも、営利を目的としてはならない旨を規定しており（商工会議所法第4条、商工会法第6条）、公益性の高い産業支援機関として捉えることができる。

注目される取組みの先進事例として、東京商工会議所が「産学公連携相談窓口」を設置運営していることが挙げられる。東京商工会議所（2013）は、商工会議所が産学公連携を推進する意義は、中小企業の成長を促すこと、研究機関の知を活かすことにあるとしている（pp.39-40）³。商工会議所が中心となり、自治体や研究機関とのネットワークを構築し、産学官連携を積極的に推進していることは注目される。

（2）金融機関

近年、金融機関の産業支援機関としての役割が増している。石賀（2023）は、地域金融機関の地域企業支援における役割の重要性について、次のように論じている。「地域金融機関は取引先企業と連携して、共通価値を創造していくリレーションシップバンキングを進めており、近年は取引先企業に対して事業性評価を行っている」（p.6）、「地域金融機関は地域経済

3 東京商工会議所の産学公連携相談窓口は、57研究機関、22金融機関、行政10区（荒川区、北区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、千代田区、港区）と連携して事業を推進している。出典：東京商工会議所（<https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/cooperation/>、2024年10月4日取得）

の要であり、地域経済を活性化させることで地域のサステナビリティを維持することが求められている。そして、アフターコロナでは、DXから事業再生まで多岐にわたる企業支援が求められている」(p.30)。

また、全国銀行協会は2009年12月に、『ニュービジネスの創出・育成に向けた産学官連携と銀行界が果たすべき役割』と題した政策提言レポートを公表し、産学官連携に果たすべき銀行の役割について、次のような提言を行っている(以下、「要旨」<サマリー>の記載内容)。「提言1」産学官連携の円滑化の支援:銀行は「産」と「学」の連携仲介の取組みを強化し、銀行が連携支援の中核となるとともに、連携仲介に必要な知識の向上を図る。「提言2」起業・企業経営に資する実務情報等の提供:銀行は、事業経営等に関連する実務情報の提供を行うとともに、アドバイザー的機能を果たす。「提言3」資金提供を可能にする新たな枠組の構築:「学」による研究成果を「産」による事業化まで高めるステージでの資金供給が必要であり、(中略)あわせて、リスクの高いステージでの事業化の可能性を高めるため、銀行を含めた金融機関による資金提供を可能とするよう、公的な信用補完の枠組み整備の検討が必要である。「提言4」会員銀行が行う産学官連携の取組みの支援【業界団体の果たす役割】:会員銀行が行う産学官連携への取組みを点から面に広げる活動や連携促進につながる公的措置の拡充に関する働きかけを行う。全銀協が2009年度に

立ちあげる「企業情報掲載サイト(仮称)」の利用も視野に入れる⁴。

銀行業界は、産学官連携に対して高い関心を持ち、様々な取組みの可能性を認識している。地域においても、地域中小企業支援の枠組みに金融機関を取り込むことが重要になる。

3. 地域の範囲を超えた産業支援機関との連携

本稿の中心的な目的は、自治体産業支援機関の地域中小企業支援の拠点としての役割について考察することである。しかし、自治体産業支援機関が機能を効果的に発揮するためには、国や都道府県などが所管する、地域の範囲を超えた広域を事業対象とする産業支援機関との連携が極めて重要となる。そこで本章では、自治体産業支援機関との連携が期待される、国や都道府県が所管する産業支援機関の機能について確認する。

(1) 国の技術系の産業支援機関

国の主要な技術系の産業支援機関としては、国立研究開発法人 産業技術総合研究所(以下、「産総研」とする)を挙げることができる。

その業務内容は、次のとおりである⁵。経済および社会の発展に資する科学技術の研究開発を行う日本最大級の公的研究機関であり、「社会課題解決」と「産業競争力強化」をミッションとしている。そのための体制として産総研のコア技術を束ね、その総合力を発揮する「5領

4 全国銀行協会では、2010年3月に、全国の銀行と連携し、取引先企業の営業支援のための情報を受発信するプラットフォームとなる「全銀e-ビジネスマーケット」を立ち上げた。

出典:一般社団法人全国銀行協会「ニュース&トピックス」(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/n3124/>、2024年9月6日取得)

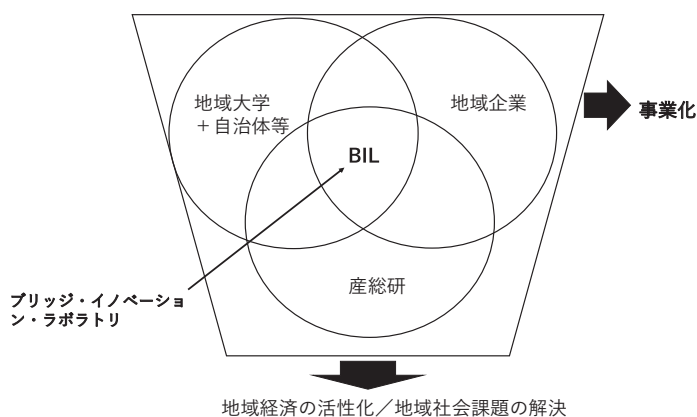
5 産総研「産総研について」(https://www.aist.go.jp/aist_j/information/index.html、2024年7月14日取得)

域2総合センター」があり、全国12か所の研究拠点で約2300名の研究者がイノベーションを巡る環境の変化やそれらを踏まえて策定された国家戦略等に基づき、ナショナルイノベーションシステムの中核的、先駆的な立場で研究開発を行っている。また世界各国の主要研究機関と包括研究協力覚書（MOU）を締結するなど、積極的にグローバルネットワークも構築している。

その業務の中で、協業・提携に関する業務に着目すると、産業界に向けて、「共同研究」「知財活用」「提携」「技術コンサルティング」など、要望に応じた多彩な連携メニューで基礎から社会実装まで

様々なステージでサポートしている⁶。その注目点として、地域企業の事業化の支援機能としての「ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ」（BIL）がある⁷。ブリッジ・イノベーション・ラボラトリは、企業ニーズを核として、地域大学（それに加えて、自治体、事業化支援機関、公設試等が参画する場合を含む）と産総研が持つ研究シーズを用いた共同研究を実施する場として整備した連携体制である。成果の橋渡しと人材育成を通じて、地域企業の事業化を支援し、地域経済活性化・地域社会課題解決を目指すものである（図1）。

図1 ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ（BIL）



出典：産業技術総合研究所「ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ」
 (https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/bil/index.html、2024年7月14日取得)

また、乾（2021）は産総研において地域産業との関わりを持つ「地域センター」⁸について次のように紹介している。「地域センターにおいては、地域イノベーションの核としての役割を持つ研究所として「世界最高水準の研究成果の創出」の役割と、地域のニーズをオール産総研につなぐ連携拠点の役割とのバランスを保ちなが

ら、各地域が持つ「看板研究テーマ」の地域ニーズに応じて、地域の企業・大学・公設試などの技術人材や設備などのリソースを活用したプロジェクトの拡大により、地域イノベーションへの貢献を図っている」（p.18）。産総研は、地域との関わりを重視していることが分かる。

6 産総研「協業・提携のご案内」(https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/index.html、2024年7月14日取得)

7 産総研「ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ」(https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/bil/index.html、2024年7月14日取得)

8 産総研は東京とつくばの2カ所に本部機能を置き、特色ある研究の「拠点」として全国に12カ所の研究拠点がある。出典：産業技術総合研究所 (https://www.aist.go.jp/aist_j/information/research_bases/index.html、2024年9月8日取得)

(2) 国の経営系の産業支援機関

国の経営系の主要な産業支援機関としては、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」（以下、「中小機構」とする）を挙げることができる。中小機構は、国の中小企業政策の中核的な実施機関として、起業・創業期から成長期、成熟期に至るまで、企業の成長ステージに合わせた幅広い支援メニューを提供している⁹。

中小機構による地域中小企業に対する多様な支援機能の中で、地域中小企業支援の観点から注目すべき機能として、「事業承継・引継ぎ支援センター」がある。これは国の事業であり、都道府県ごとに設置され、中小機構が全国本部を担う。この機能に関連して上原(2021)は、次のように論じている。「中小・小規模M&Aにおける公的支援機関の役割は、中小・小規模事業者が安心して事業承継について相談でき、早期にM&Aを含めた事業承継の準備を進めて次世代に事業を承継させることである。その意味では民間で対応可能な事業規模の相談者については民間の支援能力を活用する一方で、民間の支援（ビジネス）で対応出来ない中小・小規模事業者については公的支援機関で対応することが必要となってくる。特に小規模事業者の経営資源を次世代の意欲ある後継者（創業者）や譲受希望者に繋げていくことは、地域の産業や雇用を維持するためには重要であり、公的支援機関としての事業承継・引継ぎ支援センターの重要な役割（使命）となっている」(p.17)。

中小機構は、地域中小企業に対してきめ細かな支援を提供していることが分かる¹⁰。

(3) 都道府県等の技術系の産業支援機関 (公設試験研究機関)

都道府県等の技術系の主要な産業支援機関は、「公設試験研究機関」（以下、「公設試」とする）と呼ばれる。公設試は、地方自治体によって設置され、地域の産業振興に関わる試験研究や技術支援等を行う機関であり、主な機能は次のとおりである¹¹。

(a) 技術相談・技術指導：課題解決に向けた助言や公設試の支援メニューを提案する。／(b) 機器・設備の利用：専門の機器や設備を試作や分析、測定等のため利用者に提供し、専門研究員がサポートする。／(c) 依頼試験・分析：公設試の専門研究員が分析・測定・評価・加工・鑑定等を実施し、報告書・成績書を提供する。／(d) 受託・共同研究：企業の応用開発や試作・製品化を支援する。また、公設試の研究成果を元に企業への普及や技術移転を行う。／(e) 人材育成：技術講習会やセミナー、研究会を通じた産官学の交流、技術者養成の研修などを実施する。／(f) 情報提供：公設試の研究成果に基づくシーズ発表会の開催、刊行物の発行やインターネットを活用した情報発信、公設試の施設見学会の開催などを行う。／(g) 連携機関の紹介：産業技術連携推進会議（全国の公設試で組織）を通じた会員機関との連携、また、大学、

9 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (<https://www.smrj.go.jp/org/index.html>, 2024年7月21日取得)。

10 地域との関係において、中小機構は他にも、国が47都道府県に設置している無料の経営相談所「よろず支援拠点」の全国本部として、その活動をサポートしている。出典：よろず支援拠点全国本部（中小機構）(<https://www.smrj.go.jp/supporter/yorozu/index.html>, 2024年10月4日)。

11 J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト] | 研究開発 | 公設試験研究機関（公設試）(<https://j-net21.smrj.go.jp/support/publicsupport/2020012701.html>, 2024年7月14日取得)に基づき筆者が要約した。なお、全国における鉱工業の公設試験研究機関は、経済産業省「全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム／公設試一覧」(<https://www.meti.go.jp/kousetsushi/kousetsushisLis>, 2024年7月14日取得)により確認した。

高専、公設試、産総研、各種産業技術機関および金融機関との連携を図り、自施設で対応不可の場合などは利用者に連携機関を紹介する。

公設試の定義や機能については、岩田（2021）も次のとおり明快に説明している。「公設試験研究機関とは、広義には国または都道府県などの地方公共団体が設置した試験所・指導所およびその他の機関を指し、また狭義には地方公共団体が設置した試験所などのみ」を指す（p.376）。また、地方公共団体が設置した公設試の数は600以上あるとされており、その内の鉱工業系の公設試は、全ての都道府県に設置されている（p.376）。「公設試の使命は、地域の企業を対象とした産業振興」であり、「各自治体の掲げる産業ビジョンや基本計画に沿って、主体である地域の企業が、地域の産業技術を推進ならびに展開していくことを、技術的側面から支援」している（p.376）。

（4）都道府県等の経営系の産業支援機関

（都道府県等中小企業支援センター）

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業支援法に基づき指定された法人であり、都道府県等（都道府県及び政令で指定する市）が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、各都道府県等に設置されている¹²。

都道府県等中小企業支援センターの機能は地域により異なるが、具体事例として公益財団

法人 北海道中小企業総合支援センター（以下、「北海道センター」とする）を採り上げると、その機能は以下のとおりである¹³。

【地域プラットフォーム】

地域に蓄積された技術や人材などの産業資源を活用し、新事業の創出を図ることを目的として1999年2月に施行された「新事業創出促進法」に基づき、北海道では2000年7月に「北海道新事業創出基本構想」を策定し、新事業創出支援体制（ほっかいどう地域プラットフォーム）の整備を図っている。この体制は、北海道センターを中核的支援機関として、「技術開発支援・技術移転」「資金供給」「インキュベート」「経営改善支援」「販路開拓」「情報提供・コーディネート」「人材育成」「地域相談窓口」の機能を持つ道内34の「新事業支援機関」で構成された新事業創出を支援する総合支援体制である。

【支援センター等ネットワーク】

道内には、国・北海道の支援センター並びに商工会議所・商工会などに設置された相談窓口で、コーディネーターや経営指導員などが経営・技術・資金・法律などに関する相談や創業・新規事業についての相談を受けている。各支援センター等は、相互連携を図るとともに、「ほっかいどう地域プラットフォーム」とも連携を図り、ワンストップサービスで支援を行う。また、当センターは認定経営革新等支援機関¹⁴として国から認定を受けている。

12 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター「センターの位置づけ」（https://www.hsc.or.jp/about_us/position/、2024年7月28日取得）。個々の施設名は、中小企業庁「都道府県等中小企業支援センター」（https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html、2024年7月14日取得）に記載があり確認した。

13 上掲12による。

14 中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、2012年に「中小企業経営力強化支援法」（現在の「中小企業等経営強化法」）が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設された。認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものである。出典：中小企業庁（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>、2024年10月5日取得）

4. 産業支援機関相互の連携構築の必要性

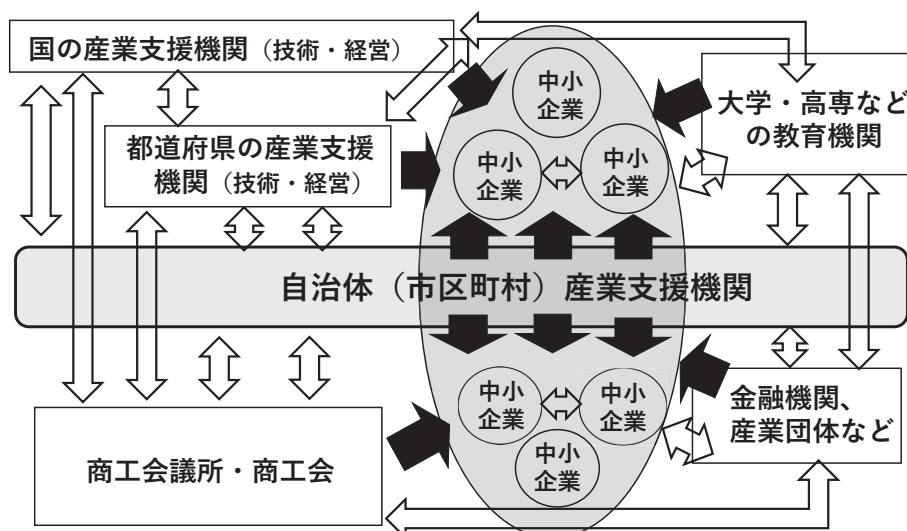
第2章および第3章において、地域および地域を超えた範囲を対象とした産業支援機関の役割について概観してきたが、これらの機関は、相互の機能の整合性や連携を考慮して体系的に整備されているとは言えない。基本的に国、都道府県、市区町村の各々が独自に産業支援機関を創設・運営しており、各々の立場において主体的に地域との連携を図っている。その連携は、自治体産業支援機関の効果的な事業方策を検討する上で重要であることから、以下では、国と都道府県、自治体（市区町村）を通じた、産業支援機関に関する実質的な体系整理を試みる。

自治体産業支援機関は通常、技術支援と経

営支援の両方の機能を融合的に合わせ持っている。その理由は、地域中小企業の抱える諸課題に対して総合的な解決策を提供することが求められていることにあると考えられる。一方、国や都道府県が所管する産業支援機関には、自治体産業支援機関が単独で提供することが困難な、技術分野あるいは経営分野における高度に専門化した支援の提供が求められる。

こうしたことを踏まえると、自治体産業支援機関を中心とした地域中小企業への支援体制は、(図2)のように捉えることができる。現時点では、図示されたような役割分担や連携が十分に実現できているとは言えない。しかし、地域中小企業に対する支援について重複を避け、自治体産業支援機関を窓口として、個々の地域中小企業に必要な支援を、可能な限りきめ細かく提供できるシステムの構築が求められる。

図2 自治体産業支援機関を中心とした地域中小企業への支援体制



出典：筆者による作成。
 注1：黒く塗りつぶした矢印は「支援」を示す。
 注2：白抜きの方方向矢印は「連携」を示す。

5. 先進事例1：浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）

本章では、自治体産業支援機関として積極的に事業を展開し、着実に実績を上げてきた自治体産業支援機関「浅間リサーチエクステンションセンター」（AREC：ASAMA Research Extention Center。以下、「AREC」とする）を採り上げ、その設立由来や事業内容、特色や将来展望などについて確認することにより、自治体産業支援機関の役割についての考察を深めたい。

なお、「浅間リサーチエクステンションセンター」（AREC）については、2024年8月1日にヒアリング調査を実施した。以下は、当該ヒア

（写真1）浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）



筆者撮影（2024年8月1日）

ARECの施設は、信州大学繊維学部のカンパスに立地している。信州大学繊維学部は日本で唯一の繊維学部であり、1910（明治43）

リング調査の結果及び調査の際の恵与資料、およびホームページ等のWeb情報に基づいて記述する。

（1）機関の概要と設立の由来¹⁵

ARECの運営主体は、「一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター」である。2000年7月に上田地域産学官連携推進協議会が設立され、2002年2月に上田市産学官連携支援施設（AREC）が竣工した。以来、多様な交流や出会いの場として、様々な連携のコーディネート機関として、活発な活動を継続し、産学官連携の主要施設の一つとして認知されてきた（写真1・2）。

（写真2）信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター（Fii）（ARECに隣接）



筆者撮影（2024年8月1日）

年に上田蚕糸専門学校として創立された。ハード事業としてはレンタルラボ、ソフト事業としては会員組織であるAREC・Fiiプラザ¹⁶による

15 AREC「センターの概要：理事長挨拶」（<https://arecplaza.jp/about-2/aisatsu>、2024年8月10日取得）

16 AREC・Fiiプラザは、ARECが信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター（Fii）と一体となり、地域の科学技術の発展と産業の振興のために大学、企業、自治体が一体となって推進する産学官連携を目指している。企業間同士のビジネスマッチング、各種セミナーや研修会を通じた企業の人材育成、ビジネス戦略支援など多彩な事業を展開している。出典：浅間リサーチエクステンションセンター AREC・Fiiプラザ事務局（2023）『AREC・Fiiご案内』（パンフレット）

リレー講演会、技術研修会、産学交流ラウンジなど、様々な事業を展開している。

(2) 事業体系

AREC・Fiiプラザの事業体系は、次のとおりである¹⁷。

(a) 産学官連携支援事業

- ① 技術相談：信州大学はじめ最適な支援機関と連携して解決を支援する。
- ② リレー講演会：様々な分野でのup-to-dateな情報を提供する。毎月開催しており、誰でも無料で参加できる。
- ③ 先進企業見学会・研修会：産産連携及び技術向上を図る。
- ④ ものづくりパートナーフォーラム：企業の技術や製品の紹介、大学等の研究シーズの紹介を通して、企業間のビジネスマッチングやオープンイノベーションの推進を図る。

(b) 異業種交流・連携支援事業

- ① 産学交流ラウンジ：信州大学繊維学部の研究者の研究シーズを地域企業等へ紹介し、将来的に産学連携へ発展させることを目的とする。
- ② #オンラインdeサロン：オンラインの利便性を活かし、産学官各々の立場で活躍のゲストとサロンのような気軽な雰囲気での交流を楽しむ。

(c) 人材育成・確保支援事業

- ① 幅広い分野で会員企業の人材育成に資するセミナーを開催する。また、ポリテクセンター長野（職業能力開発施設）の事業取組み団体として、生産性向上支援訓練も実施している。

② 地域企業専門家派遣：経営、営業、生産、技術支援などの課題を抱える企業に、各分野の専門家を直接事業所に派遣し、実践的なアドバイスによる課題解決を支援する。

③ 地域企業と大学の情報交換会：大学の就職担当との連携を図る。

④ 求人求職サイト「地域人材バンクながの」：求職者と企業を結ぶ支援を行う。

(d) 技術開発・技術動向等の情報提供

技術紹介セミナー、知的財産セミナー、再エネ100%地域推進プロジェクトに係るセミナー、次世代産業ビジネスフォーラム等

(e) 公的補助金申請支援

会員企業向けに、国、長野県、上田市の支援施策に関するセミナーを毎年開催し、補助金申請書の支援を行っている。

(f) 新たな取組み

① 新規事業の企画支援・マーケット調査の受託サービス

経営者の悩みや困りごとを客観的に把握して可視化の上、今後の方向性を判断できるような伴走型で支援する。

② 脱炭素経営研究会（地方創生実践プラットフォーム基盤強化事業）

地域企業が連携して持続可能な社会の実現のため、カーボンニュートラルの目標に取り組んでいる。

③ 東信州DX大学

ビジネス現場で実際に役立つことに重点を置いた9分野の講座を開設し、地域企業に不足するデジタル人材の育成を支援する。

17 浅間リサーチエクステンションセンター AREC・Fiiプラザ事務局（2023）「AREC・Fiiご案内」（パンフレット）

(g) その他事業・国等の委託事業

- ① 創業支援事業（上田市委託事業）：女性の創業を応援する講座を開設している。
- ② 特定技能1号登録支援機関：技能実習から特定技能1号に移行する場合を主に扱う。
- ③ 保険代理店業務：三井住友海上火災保険株式会社の損害保険代理業を実施している。会員企業の今後考えられる「ビジネスリスク」に対し、最新のリスクマネジメントなどの情報を提供することで多面的に支援する。
- ④ 上田市技術研修センター「+519worklodge」（上田市委託事業）：大学や企業が集まる自然豊かな「上田リサーチパーク」内の上田市技術研修センターの会議室やコワーキングスペースの管理運営を行う。
- ⑤ オンライン交流サイト「うえだ移住テラス」（上田市委託事業）：上田市への移住を希望する方々との交流を深めることを目的としたサイトを運営管理している。

(3) ヒアリング調査の結果に基づく注目点

ARECに対して、2024年8月1日に実施したヒアリング調査における主な調査事項は次のとおりである。①AREC創設の背景、②中小企業の支援のポイントと支援事例、③施設運営と事業実施における経費と体制、④東信州10市

町村広域連携による産業振興¹⁸、コワーキングスペースの運営、⑤上田市公式note（移住×起業×はらたく）の運営。

このヒアリング調査において、次のとおり特筆すべき知見を得ることができた。

(a) コーディネーターの重要性：企業支援においては、各コーディネーターの役割、コーディネーター相互の連携、それを補佐する事務局との連携が重要となる¹⁹。

(b) コーディネーターに求められる資質：地方創生が重要となる中で、コーディネーターには企画力が求められる。当センターには、豊富な経験と地域貢献の意欲を持ったコーディネーターが揃っている。

(c) 産学官連携への取組み：ARECは、産学連携について、研究会を開催し、研究者と企業、企業相互の連携が始まっている。今後は、こうした連携を促進できるファシリテーターのような人材が求められる。

(d) 広域連携体制のメリット：東信州10市町村広域の連携体制が整ったことにより、事業展開を強力に推進することができるようになった。近年では、国の事業採択を受け、ARECが中心となって繊維分野の新規事業展開に取り組み始めている²⁰。

(e) 新規事業展開：ARECが構築した地域の産業諸主体とのネットワークを活用し、近年

18 東信州地域に集積する技術や地域特性を活かし、産学官連携を核とした地域内での次世代産業創出に資する事業を推進するとともに、次世代産業創出による地域産業の活性化を目指すため、2016年7月に東信州エリア10市町村（上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市、坂城町、御代田町、立科町、長和町、青木村）で構成する東信州次世代産業振興協議会を設立した。事業主体は、AREC内の東信州次世代イノベーションセンターである。出典：東信州次世代イノベーションセンター（<https://higashishinshu-ngic.com>、2024年10月6日取得）

19 ARECでは、8名のコーディネーターが勤務している。コーディネーターは、地元企業OB出身の豊富な経験を活かし、企業の立場になって親身に相談に対応している。産業界と大学それぞれにネットワークを持つコーディネーターにより、全体の連携がスムーズに行われる仕組みとなっている。また、各分野の専門家20名がアドバイザーとして登録されている（2024年11月13日現在の状況をARECホームページにより確認）。出典：AREC（<https://arecplaza.jp/about-2/cordinator>、2024年11月13日取得）

20 地域の中堅・中核企業を対象とした、経済産業省「令和6年度中堅・中核企業の経営力強化支援事業補助金（プラットフォーム構築による新事業展開等支援事業）」に採択された。本事業は、欧州での環境規制強化の動きも見られる中で、繊維系中堅企業が新たな事業展開を図るとともに、中堅企業が自ら国際的なネットワークを構築するための支援を行うものである。出典：AREC（<https://arecplaza.jp/archives/1180>、2024年10月6日取得）

では上田市から、移住・定住、就業などの事業を受託するようになっている。例えば上田市のコワーキング等の施設「+519worklodge」（上田市技術研修センター）の指定管理業務を受託している。また、2016年から上田市の移住・定住事業（うえだ移住テラス）にも参画し、サポーター制度を運営している。

(f) 共同利用施設の運用：ARECは、建物を起業・企業の研究拠点入居施設として供用している。

(4) 考察

ARECの特徴は、施設が信州大学繊維学部のキャンパスに立地しており、支援事業や産学官連携などの事業、また人材交流など、大学との多角的な協働・連携が構築されていることにある。それにより、地域中小企業は、幅広い支援ネットワークを活用した先進的で手厚い支援や産学官連携のサポートを受けることができる。

組織体制としては、多様な経歴を有する熟達したコーディネーターによる支援体制が構築されていることも、優位性として注目される。また、地域中小企業に対する個別支援をはじめ、他企業や外部の支援機関との連携構築など、個々の企業のニーズに即した支援を提供することができる。さらに、企業支援をはじめ事業企画を、コーディネーターがチーム体制で協働・連携し取り組んでいることも、より広い観点から最適な支援メニューを地域中小企業に提供できる点において評価される。また、企業の研究拠点入居施設を自ら持つと共に、信州大学繊維学部が整備した、民間企業の研究拠点入居施設：信

州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター（Fii）の施設と隣接していることも、企業間交流の可能性を高め、ARECの産業支援機関としての付加価値を高めている。

さらに、地域の産業諸主体とのネットワークを活用し、地元自治体から、移住・定住、就業、コワーキング施設の指定管理業務、移住・定住事業などを受託し効果的に実施していることも、自治体産業支援機関の新たな役割の展開可能性を示すものとして注目される。

6. 先進事例2：

日立地区産業支援センター（HITS）

本章では、自治体産業支援機関として積極的に事業を展開し、着実に実績を上げてきた「日立地区産業支援センター」（HITS：Hitachi Regional Technical Support Center。以下、「HITS」とする）を採り上げ、その設立由来や事業内容、特色や将来展望などについて確認することにより、自治体産業支援機関の役割についての考察を深めたい。

なお、HITSについては、2024年8月7日にヒアリング調査を実施した。以下は、当該ヒアリング調査の結果及び調査の際の恵与資料、およびホームページ等のWeb情報に基づいて記述する。

(1) 機関の概要と設立の由来

HITSの運営主体は、「公益財団法人日立地区産業支援センター」である。当財団は1998年10月に設立され、2013年4月からは公益法人となり、理事長には日立市副市長、副理事長には日立

商工会議所工業部会長、そして常務理事にはセンター長が就任している²¹。

関(2023)は、日立製作所では1990年代以降、事業の再編、会社分割、合弁会社の設立、カンパニー制の導入などが進んだことを具体的に紹介する中で、「バブル崩壊から東日本大震災の2011年までの20年間、世界的な総合電機メーカーの日立製作所も苦しみ、試行錯誤を重ねて来たのであった。このような取組みは、地域の中小企業に大きな影響を与えてきたであろう」(p.161)としている。この影響とは、日立製作所の下請系列企業として安定的な地位を築いてきた地域中小企業が不安定性を高め、自立性を高めることを余儀なくされたことである

と考えられる。このような状況の中で、地域中小企業の自立性を高め、社会経済変化への柔軟な適応力を高めるための支援を行うことを目的として設立されたのが、HITSであると言える(写真3・4)。

HITSのエリア別活用企業・団体数は次のとおりである(2024年2月1日現在)。北茨城市20、高萩市19、日立市401、常陸太田市27、東海村17、那珂市16、ひたちなか市58、常陸大宮市5、大子町4、エリア外(その他)41。モノづくり関係の製造業以外の業種や関係団体も含む(全エリア608)²²。

(写真3) 日立地区産業支援センター (HITS)



筆者撮影 (2024年8月7日)

(写真4) 日立地区産業支援センター (HITS)
測定・試験機器



筆者撮影 (2024年8月7日)

21 日立地区産業支援センター「日立地区産業支援センターとは」(<https://www.hits.or.jp/about-center-foer/>、2024年10月7日取得)

22 公益財団法人 日立地区産業支援センター (2024)『令和6年度 公益財団法人日立地区産業支援センター 事業計画書』

(2) 事業体系

HITSの2024年度の事業体系は、次のとおりである²³。

(a) 人材育成・確保に関する事業：

- ①「地域の人事部」²⁴【重点事業1】、②現場のリーダー研修、③ものづくり技術の強化

(b) 競争力強化に関する事業：

- ①中小企業のDX促進【重点事業2】、②中小企業の脱炭素化促進【重点事業3】、中核企業創出・育成のための伴走型支援、③実務アドバイザー派遣、④現場改善塾、⑤品質・環境改善講座

(c) 受注・顧客開拓に関する事業：

- ①首都圏受発注促進、②展示会出展、③ドイツ販路開拓、④海外展開を進める企業の経営安定化、⑤マーケティング強化支援

(d) 新製品・新技術開発支援に関する事業：

- ①産学官連携による新製品・新技術の開発、②競争的資金獲得

(e) 経営者への啓発に関する事業：

- ①若手経営者等人材育成（ひたち立志塾）、②外国中核人材活用、③次世代産業創造セミナー

(f) 創業支援に関する事業：

- ①MCO、創業準備デスクの提供、②インキュベーションマネージャーによる各種サポート、③日立創業支援ネットワーク

(g) 情報の収集・発信に関する事業：

- ①HITS通信の発信、②ホームページ、メールマガジン、SNS運営、③支援施設調査研究、④企業訪問及びカンパニーリスト作成

(h) 地域交流に関する事業

(i) 財団の運営・施設の管理

(3) 重点事業

(2)に挙げた諸事業のうち3つの事業は、重点事業として次のように位置付けられている。

【重点事業1】「地域の人事部」事業

(人材育成・確保)

HITSでは2022年より関東経済産業局と連携し「地域の人事部」を立ち上げた。具体的な取り組み内容は、次のとおりである。①“人材”に関する相談窓口の開設、②人材育成・定着、事業承継等に関するセミナーの開催、③兼業副業人材のマッチング（関東経済産業局実施事業）、④大学生・高専生等の研究開発人材の確保（インターンシップマッチング）、⑤シニア人材活用のための体制構築。またこの事業の推進のため、関東経済産業局、日立市、日立商工会議所、常陽銀行日立支店、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター、(株)パソナJOB HUB(国の委託業者)などと相互連携を図る。

【重点事業2】中小企業DX促進事業

(競争力強化〔日立市の委託事業〕)

本事業では、『DIY型で取り組むDX』を軸に、既存のツールやソフトを駆使したデジタル化の推進と、最新のIT技術（生産管理システム、言語・画像生成AI、サイバーセキュリティなど）に対するリスクリングにより、社内デジタル人

²³ 上掲22による。

²⁴ 「地域の人事部」とは、地域の企業群が一体となって、地域の自治体・金融機関・教育機関等の関係機関と連携し、将来の経営戦略実現を担う人材の確保（兼業・副業含む）や域内でのキャリアステップの構築等を行う総合的な取組みであり、経済産業省（経済産業政策局）が推進している。特徴1：企業群と地域の関係機関が一体となった取組み、特徴2：企業群の経営戦略と人材戦略の実行を地域の関係機関が伴走支援、特徴3：人材の獲得から育成、定着までサポート。出典：経済産業省（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html、2024年9月3日取得）

材の育成に繋げる。また人材が他企業の人材と繋がり相互に成長できる体制として、地域一体となる「モノづくりDXコミュニティ」の構築を行う。具体的な取組み内容は、次のとおりである。①DXハンズオン支援、②DXワーキンググループの企画・運営、③DXテストベッド²⁵を活用した事例の横展開。

【重点事業3】中小企業の脱炭素化促進事業 (競争力強化)

HITSでは、エネルギー管理の専門知識を持つコーディネーターがサーモグラフィーや超音波カメラなどによって省エネ診断を行なうなどして、地域中小企業が脱炭素化にいち早く対応できるよう支援を推進するなどの取組みを行っている。具体的な取組み内容は、次のとおりである。①脱炭素化相談窓口の設置、②省エネ診断やソフト導入による「見える化」支援、③カーボンニュートラル技術調査及び指導に関する専門家の配置、④セミナー・勉強会の開催、⑤HITS施設の脱炭素化の促進（太陽光発電設備等の設置）、⑥日立市中小企業脱炭素経営促進コンソーシアムへの参加。

(4) ヒアリング調査の結果に基づく注目点

HITSに対して、2024年8月7日に実施したヒアリング調査における主な調査事項は次のとおりである。①HITSの設置の背景と沿革、②事業内容の現状と課題、将来展望、③施設運営と事業実施に関しての経費、体制他、④産

学官連携、企業連携支援への取組み。

このヒアリング調査において、次のとおり特筆すべき知見を得ることができた。

(a) 設立の由来：HITSは、1990年代後半における日立グループの事業再編の流れのなかで、地域の取引企業の自立化が求められるようになったことに伴い、日立市が国の補助金なども活用して、1999年に設立された。

(b) 設立・運営主体：日立市が出資の大部分を占める第三セクター（公益財団法人）である。また、日立グループの取引対象エリアの中小企業支援を意図したことから、市域を超えた地域を支援対象としている。運営経費は、日立市が全額負担している。

(c) 事業の特徴：事業はコーディネーターによる支援が中心である²⁶。最近特に力を注いでいる事業は、人材の確保と育成、DXの普及促進、脱炭素化への取組み支援である。

(d) 産学官連携：地元の大学や工業高等専門学校などと連携したプロジェクトの推進など、積極的に取り組んでいる。また、地域の若手経営者を中心に企業間交流・連携への意欲は強いので、交流の場づくりなどの支援も拡大していく必要を感じている。

(e) 共同利用機器：測定・試験機器を地域中小企業に共同利用施設として開放している。機器の利用の際には、専門知識を有するスタッフがサポートする体制を整えている。高価で維持管理経費が必要であり、操作に高度な専門知識を要する測定・試験機器は、個々の中小企

25 「テストベッド」とは実際の運用環境に近い状態で先端技術の実証実験を行う「場」のこと。出典：やまなし未来創造インフォメーションサイト (https://www.pref.yamanashi.jp/try_yamanashi/testbed_yuchi/index.html、2024年8月10日取得)

26 HITSによる地域中小企業の支援において中核的な役割を担っているのが、「コーディネーター」であり、その担当分野は次のとおりである。受注・顧客開拓事業3名、競争力強化事業4名、新製品・新技術開発事業1名、競争力強化事業・情報発信1名、競争力強化事業（中小企業DX促進事業）1名、首都圏受発注事業2名、機械操作指導員1名（2024年10月7日現在の状況をHITSホームページにより確認）。出典：上掲21による。

業で保持することは困難であることから、HITSがこれを共同利用施設として取得・運用することは、地域中小企業が自社製品の品質を高めたり研究開発を進める上で有効性が高い。

(5) 考察

HITSは、地域の中核企業である日立グループの事業再編に対応し、地域中小企業の自立化を支援するために設立された。中核企業との強い関係性が設立の由来となったことは、市域を超えた、日立グループの取引対象エリアの地域中小企業を支援対象としたことにも反映している。

HITSの事業において重要な役割を担っているのは、コーディネーターであることも注目される。中小企業に伴走方式の支援ができるのは、豊富な知識と経験を有するコーディネーターであることが分かった。また、産学官連携にも積極的に取り組んでいる。若手経営者の交流の場づくりなど更なる展開にも期待が持たれており、産学官連携や企業間交流・連携の重要性が改めて確認された。

また、測定・試験機器を地域中小企業に、共同利用施設として開放していることも評価できる。中小企業が単独で高価な測定・試験機器を取得し、高額な維持費を負担して管理することは困難である。また、その利用には専門知識を要する。そのため、HITSがこれを共同利用施設として取得し運用することは、地域中小企業が自社製品の品質を高めたり研究開発を進める上で有効性が高いものと評価される。

おわりに

本稿では、地域中小企業支援の拠点としての自治体産業支援機関の役割を解明することを目的として、国や都道府県も含めた産業支援機関による支援体系における、自治体産業支援機関の位置づけの把握を試みた。すなわち、地域の多様な産業支援機関との連携、地域の範囲を超えて事業を展開する産業支援機関の実態を確認した上で、産業支援機関相互の連携体系の中での、自治体産業支援機関の位置づけを改めて整理した。そして、活動実績を有する自治体産業支援機関の先進事例として、ARECとHITSを採り上げ、その活動内容や役割の重要性について考察した。

産業支援機関は、国や都道府県、市区町村（自治体）、また商工会議所・商工会、金融機関など地域の諸機関が共存しており、その所管分野も、技術分野、経営分野、技術・経営分野横断と多様であり、各々が、地域中小企業を直接に、また他機関と連携して支援している。しかし、その連携関係は必ずしも体系的・整合的とは言えない。地域中小企業の立場からすると、重複や不整合が存在する。そこで、自治体産業支援機関の役割が重要となる。地域中小企業に最も身近な支援主体は自治体である。自治体産業支援機関が窓口となり、地域中小企業の個々の支援ニーズをきめ細かく把握し、そのニーズに的確に応えるために、地域内外の産業支援機関とも連携して必要な支援を提供することが求められる。

そのために極めて重要な役割を担うのが、深い識見と豊富な経験を有するコーディネーター

である。コーディネーターは、地域中小企業が抱える課題や可能性を個別にきめ細かく把握し、企業毎に必要な支援策を幅広い見地からの確に届ける役割を担う。コーディネーターは、産学官連携においても重要な役割を担うことが期待される。すなわち、企業間連携、大学・公設試験研究機関と企業のマッチングや連携支援、産学官共同の研究会の企画などである。

本稿においては、自治体産業支援機関の役割を中心に論じてきたが、地域内外の多様な産業支援機関との連携のための方策について、具体的に検討する必要がある。引き続き取り組んでいきたい。

【参考文献】

- 石賀和義 (2023) 「地域金融機関におけるアフターコロナの企業支援」『商工金融』、pp.5-31
- 乾 直樹(2021) 「連携と技術支援による社会課題解決を目指して：国立研究開発法人産業技術総合研究所」『産学官連携ジャーナル』第17巻第8号、pp.18-20
- 岩田史郎 (2021) 「地域産業の活性化を促す公設試験研究機関の役割」『応用物理』第90巻第6号、pp.376-379
- 上原久和(2021) 「中小・小規模M & Aに係る公的支援機関の役割について」連合総合生活開発研究所『月刊DIO』第367号、pp.10-17
- 河藤佳彦 (2022) 「第3章 組織外部との連携・協働とネットワーク構築による自治体産業政策の推進」日本都市センター編『地域産業の発展に向けた自治体のあり方：人材育成と地域マネジメント』、pp.59-83
- 河藤佳彦 (2024) 「多様で柔軟な連携を擁する産業集積のイノベーション創生：北海道室蘭地域の可能性」『専修大学社会科学研究所月報』第729号（政策科学シンポジウム 2023『地域産業と中小企業』特集号）、pp.18-51

謝辞

本稿の執筆に当たり、ご多忙のなかヒアリング調査や実地調査に懇切丁寧にご協力くださいました、「一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター」および「公益財団法人 日立地区産業支援センター」のスタッフの皆様方に心より御礼申し上げます。

- 佐藤 暢 (2021) 「組織間関係論にもとづく産学官連携メカニズムの解明とコーディネータの機能」『高知工科大学紀要』第18巻第1号、pp.65-75
- 関 満博 (2023) 『メイド・イン・ヒタチ：企業城下町日立地区と中小企業の未来』新評論
- 東京商工会議所（中小企業部ものづくり担当）(2013) 「大学・公設試験研究機関の研究能力を中小企業の成長に活用：東京都商工会議所「産学公連携相談窓口」」『産学官連携ジャーナル』第9巻第8号、pp.39-40
- 和田寿博 (2013) 「中小企業振興基本条例と支援拠点の課題」『愛媛経済論集』第32巻第2・3号、pp.119-134
- 渡貫正治 (2022) 「産業集積域内に所在する企業への政策的支援を展開する公的支援機関の役割：燕産地を例に」『新潟経営大学紀要』第28号、pp.43-55